

総務大臣

高市早苗様

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成27年12月)

鳥取県自治体代表者会議 鳥取県地方分権推進連盟

治一彦光司治
伸正義 昌哲
井木澤安林井
平齊深房小光
事長長長長長
知議會會會會
會議長會長會
縣議市議會會
縣議市議會會
縣議市議會會
縣議市議會會
鳥鳥鳥鳥鳥鳥

地方税財政の充実・強化について

《提案・要望の内容》

【地方一般財源総額の確保等】

○鳥取県では、全国に先駆けて、県及び全市町村が地方創生総合戦略を策定し、今まさに地方創生の実行段階を迎えている。

今後さらなる人口減少対策や地域経済活性化等の施策の充実・強化が求められることから、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を含め、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

○トップランナー方式の導入について、地方の行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の要素が大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないため、スケールメリットが働かない地方部にとって不利な制度設計となるようにするなど、地域の実情に十分に配慮すること。

- ・地方の一般歳出の大半（8～9割程度）は国の法令等の関与が存在する義務的経費であり、国、地方の行政事務のあり方を見直す必要がある。
- ・当県は、積極的な行財政改革・効率化を行い、財源を生み出しながら、地方創生を先取りした移住定住等の施策に取り組んでいるが、トップランナー方式の急速な拡大は、地方交付税に内在されている行革のインセンティブ機能を損なう恐れがある。
- ・民間委託や指定管理者制度の導入を前提とした単位費用削減の動きがあるが、民間企業が少ない地方部では直営の方が低コストとなる業務が存在する。

○リーマンショック後に措置された地方経済の活性化や雇用対策のための歳出特別枠については、回復途上にある地方の経済再生にブレーキをかけないよう、堅持し、必要な歳出を確実に計上すること。

【税制関係】

○森林吸収源対策における地方の役割の重要性を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の森林分野への活用充実及び「森林環境税（仮称）」の導入に向けた検討を早急に進めることにより、間伐等による森林の整備・保全の推進に必要な安定的な地方財源を確実に確保すること。

○平成17年度の法人事業税の分割基準の見直し以降、業務の一部子会社化やインターネット取引、フランチャイズ形態など事務所等を設置せずに実質的に事業を行っている事業形態が増加するなど社会経済情勢や企業の事業活動が変化している。応益性の観点から、法人事業税の分割基準を実態に合ったものに見直すとともに、事務所等を設置する法人でなければ課税できないとする課税要件についてもあわせて見直すこと。

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進について

《提案・要望の内容》

- 人口流出が続く鳥取県が地方創生を実現するためには、大学生等の地方定着を促進することが最重要課題である。地域の実情に応じた奨学金返還を助成する取組みを積極的に進めるにあたり、引き続き支援すること。
- ・鳥取県では、製造業、IT企業、薬剤師の職域を助成対象業種としているが、県内商工団体からの対象業種拡大要望が強い。
 - ・また、地方においては、若年人材の大都市流出を食い止め、多様な能力を有する人材を積極的に地方へ引き込むことが深刻な課題となっている。

<参考>

1 鳥取県未来人材育成奨学金支援事業の概要

県と産業界が協力して「鳥取県未来人材育成基金」を設置し、県内に就職する大学生等の奨学金返還を助成し、IJUターン及び産業人材の確保を推進する。

基金の規模	2億円(H27年度) 民間出捐 2千万円、県 1.8 億円
助成対象者	大学、大学院(修士)、高専、短大及び35歳未満の既卒者
対象業種	製造業、IT企業、薬剤師の職域
助成金額	無利子奨学金 総額の1/2(上限 216万円、大学院・薬学部(6年制)の場合) 有利子奨学金 総額の1/4(上限 108万円、大学院・薬学部(6年制)の場合)
助成者数	150人(H27認定分)

※特別交付税の申請において、製造業については、「環境・エネルギー」、「次世代産業」、「バイオ・食品関連産業」、「医療機器・創薬」、「航空機・自動車関連産業」の製造業に限定することとなった。

2 奨学金助成制度への応募、基金への出捐状況(H27.12.4現在)

- ・応募者数 55人
 - 在学地別人数 県内 17人、県外 38人
 - 業種別人数 製造業 27人、IT企業 17人、薬剤師 11人
- ・民間からの出捐申込金額 10,940千円 (61社、団体)

3 鳥取県の状況

- (1) 鳥取県内では、高校生(学年約5,000人)の半数以上が県外の大学等に進学し、そのうちUターンによる県内就職は3割程度にとどまっており、毎年1,500人以上の若年者が県外に流出している。
- (2) 大学生等の鳥取県内就職・定着促進は喫緊の課題であり、当該奨学金返済の支援の取り組みは地方創生のため的重要施策と位置づけ、H27年8月に全国に先駆け「鳥取県未来人材育成基金」を創設し、支援をスタートしている。
- (3) 産業界からは、観光・サービス業、建設業等においても、新たなビジネス戦略の展開に大学生等が必要であるという要望があり、来年度に向け対象業種の拡大について検討中である。

マイナンバー制度の円滑な導入について

《提案・要望の内容》

○マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、情報セキュリティの確保に万全を期すとともに、この制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

- 〔・マイナンバー制度の導入に伴いシステムの新規導入や改修が必要となり、あわせて維持管理経費も必要となることから、地方の負担が増加している。〕

○特に、マイナンバー制度開始に関連して国が地方自治体に対し求めるネットワーク分離等の自治体情報セキュリティ強化対策の実施は、既存ネットワーク環境を大きく変更するものであり、多額の経費が必要となると見込まれることから、国の責任において必要な措置を講じること。

- 〔・マイナンバー制度開始を契機に国が地方自治体に対し求める自治体情報セキュリティ強化策（自治体情報システム強靭性向上モデル）を実施するために必要となる経費は、国が全額財源措置を講じること。〕

政府関係機関の地方移転について

《提案・要望の内容》

- 政府関係期間の地方移転について、地方の提案を真摯に受け止め、地方移転の早期実現を図ること。

<本県が提案している政府関係機関>

- ① (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
(職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部移転)
- ② (独) 農業・食品産業技術総合研究機構
(果樹研究所の梨育種(研究員2~3名)の一部移転)
- ③ (独) 統計センター
(自由回答形式の内容の審査、産業分類等のコード格付け業務を担う統計編成部統計編成主幹の移転)

- 東京圏からの地方分散を積極的に進めるため、次年度以降も国家戦略として政府関係機関の地方移転の提案募集を継続すること。

<参考>

○ 地方の提案に係る評価手法の改善

- ・東京圏から地方への政府関係機関の移転は、少子化や渋滞などの経済的損失の解消につながるものであることから、政府自らが東京に存在する必要性を検証すること。
- ・地方移転に際し、国において地方への移転のデメリットがなければ、原則として移転の対象機関とすること。

政府関係機関（統計センター）の地方移転について

《提案・要望の内容》

- 統計センターの統計編成部統計編成主幹について、本県への一部機能の移転に向けて検討を進めること。

<提案理由>

1 統計編成部統計編成主幹の移転について

統計編成主幹の製表業務は、業務を行う場所を選ばず、全ての職員が総務省統計局をはじめ、中央省庁、関係各課・室との対面での協議を行う必要性は無く、インターネットやテレビ会議システムの活用により、東京圏以外の本県でも業務が可能。

2 移転のメリット・効果

(1) 本県のメリット

300名近くの職員と200名を超える非常勤職員の地方移転により、若者の定住、地元における雇用拡大に繋がり、地方創生の実現に向けた雇用創出が期待できる。

また、専門人材の移転に伴い、高等研究機関等との連携によって、地域の研究レベルの向上を見込むことができる。

(2) 国のメリット

- ・災害の発生リスクの低い本県への移転で、首都圏の災害時におけるバックアップ機能を持つことができる。
- ・本県の強みである、優良な子育て環境のなかで業務を行うことで、職員の業務効率の向上が期待できる。
- ・本県の産学官の連携の強みを活かして、大学等多様な主体との連携により、統計業務の質の向上や効率化、機能の維持・向上が期待できる。

地方創生の実現に向けた財源の充実について

《提案・要望の内容》

- 地方が地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、必要な一般財源総額を確保すること。
- 新型交付金について、地方が自らの総合戦略に沿った取組を、適切な目標管理の下で実施できるよう継続的な制度とともに、補正予算での対応も含め、思い切った拡大を図ること。
- 新型交付金の制度設計にあたっては、地方の創意工夫により実施できるよう、対象経費は柔軟なものとし、自由度が高い制度設計とすること。

〈自由度の高い制度設計の提案〉

- ・ 予め基準に沿った配分額が示され、その後に充当する事業を国との協議の上で決定する制度
- ・ 地方創生に継続的に取り組める翌年度へ繰越しできる制度、又は取組に必要な資金を基金に積立てできる制度
- ・ 債務負担行為と同様に複数年度一括して交付を受けることができる制度

- 新型交付金を活用した事業を着実に実施することができるよう、新型交付金にかかる地方の財政負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。